

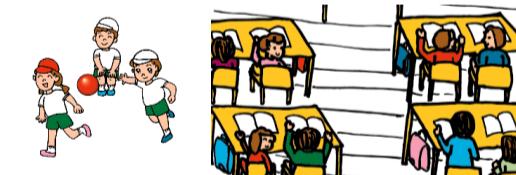
糸満市立学校 感染防止対策ガイドライン 2023.4.1 Ver.7 【糸満市教育委員会】

本ガイドラインは、文部科学省や沖縄県の指針等に基づき、学校の感染防止対策に関する具体的な事項について学校の参考となるように作成したものです。以下の内容を参考に、学校規模や校舎の形状、児童生徒の発達段階等を考慮しながら各学校の実情に合わせて感染症対策に努めていただきますようお願いします。尚、今後も新たな情報や知見、感染状況にあわせ適宜見直しを行うことをご理解下さい。

※ ガイドラインの対策内容は、子供の健やかな学びを保証していく観点から、各学校で学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続していくため、修正しました。

なくそう！“差別・偏見”

“病気”“不安”“差別”という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症となった人・関わる人とのどのように接するべきなのかを考えよう。

登校前	【持ち物】	ハンカチ、ティッシュ、 <u>(以下は必要に応じて)</u> マスク(予備も含む)、マスクを置くためのビニールや布、水筒等。 ※個人の手指用消毒液や除菌シート等の持参。(保護者が希望した場合、学校と相談した上で個人で管理することを条件に許可する)	
	【健康観察】	朝晩の体温、体調をチェック、 <u>同居家族の状況</u> を健康観察表に記入。(保護者のサイン等) ⇒ <u>発熱等の風邪症状がある場合等には自宅療養し、医療機関を受診する。</u>	
学校生活	【登校】	●登校時、健康観察を必ず行う。(検温、風邪症状、同居家族の状況の確認) 《健康観察表が未記入・忘れた場合》⇒ A=健康状態に問題なし ⇒ 教室へ B=健康状態が気になる ⇒ 保護者に連絡し自宅療養、医療機関の受診を促す ※健康観察を行う場所は、校門、校舎入口、教室に入る前、教室内等、学校によって異なりますが、密集が起こらないようする。	
	【手洗い】	以下の場面で意識して行う。(30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗う) ◆手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。 ①登校後 ②外から教室に入るとき ③咳やくしゃみ・鼻をかんだとき ④給食(昼食)の前後 ⑤掃除の後 ⑥トイレの後 ⑦ <u>共有のものを触ったとき</u>	
	【咳エチケット】	咳・くしゃみをする際 ⇒ ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえる。	
	【3密の回避】 「密閉」の回避 (換気の徹底)	①【エアコン未使用時】常時2方向の窓を同時に開ける。但し、窓のない部屋は常時入り口を開けておくなど十分に換気する。 (扇風機等を利用して換気を行うなど空気の流れをつくる) ②【エアコン使用時や気温が低い日・風が強い日等】休み時間毎に窓(2方向の窓を全開)を開け、10分間程度換気を行う。 ※授業中も2方向10cm程度窓を開放し、空気の流れをつくることが望ましい。 ③【冬季における換気】気候上可能な限り、常時換気を努める。(難しい場合には、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする) また、室温低下による健康被害の防止のため、保温・防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応する。 ④体育馆のような広く天井の高い場所も換気を努める。 ※十分な換気が確保できない場合には、サーフィンレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等で換気のための措置を講じる。	
	「密集」の回避 (身体的距離の確保)	授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れあわない程度の距離を確保する。	
	「密接」の場面 への対応 (マスクの着用)	学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。 ※マスクの着用が推奨される場面 → ・登下校時の混雑した公共交通機関を利用する場合 ・校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合	
	【トイレ使用】	①日頃から、トイレ内はよく換気する。 ②フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。 ※トイレの後の手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)	
	【給食】	◆手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。 ①手洗いを確実に行ったか等、当番を決め全員の食事の前後の手洗いを徹底する。 ②会食にあたっては、適切な換気の確保、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離(1m程度)の確保する等の措置で「黙食」の必要はない。	
	【清掃】	①清掃は換気のよい状況で行う。 ②清掃にあたっては、消毒を兼ねるなど工夫して行う。(消毒は教職員を中心に、または教職員の指導のもと行う) ※ドアノブ、手すり、スイッチ等、みんなが手を触れる箇所及び共用物。(1日1回程度) ※清掃後の手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない)	
	【授業】	各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。 ・全教科⇒「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」【①、②、③、④】 「一斉に大きな声で話す活動」【①、②、⑤】 ・理科⇒「児童生徒がグループで行う実験や観察」【①、②、③、④、⑥】 ・音楽⇒「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」【①、②、⑤、⑥】 ・図画工作、美術⇒「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」【①、②、③、④、⑥】 ・技術・家庭⇒「児童生徒がグループで行う調理実習」【①、②、③、④、⑥、⑦】 ・保健体育⇒「組み合ったり接触したりする運動」【①、②、④、⑥】 <感染症対策> ①2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う ②サーフィンレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置 ③少人数グループでの実施 ④大声での会話を控える ⑤向かい合っての発声・歌唱を控える ⑥触れ合わない程度の距離を確保する ⑦座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離(1m程度)を確保する	
放課後	【部活動など】 (スポーツ少年団)	地域の感染状況も踏まえた上で、以下の点に留意しながら活動を行う。 ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養する。 ・体育館など屋内で活動する場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底する。 ・用具等については、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。 ・部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避ける。 ・大会やコンクール等の参加に当たっては、感染拡大を防止するための対策を講じる。 ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。 ・「感染のリスクが比較的高い学習活動」と同様の活動を実施する場合には、活動内容に応じて、【授業】に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。	
	【発熱や風邪症状を確認した場合】	①発熱者等の待機場所の確保。(保健室以外の別室を設ける又は保健室内をついたて等で区切る) ②当該児童生徒等を安全に帰宅させる。(症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する) ※早退させるまで必ず職員が付き添う。早退後は、換気を十分に行い、消毒等の感染予防策を行う。	
家庭	【消毒】	ドアノブ、手すり、スイッチ等、みんなが手を触れる箇所及び共用物。(1日1回程度) ※清掃時間を活用して実施することも可。	
	【下校】	①校門や玄関口等での密集が起こらないようにする。 ②混雑した公共交通機関を利用する場合には、マスクの着用を推奨する。	
その他	【家に帰ったら】	①家に帰ったら、すぐに手洗いを行う。30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。(手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない) ②顔ができるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を講じる。	
その他	【連絡体制】	①感染防止について不安や悩み・相談等 ⇒ 市教育委員会(840-8165) ②発熱・風邪症状等 ⇒ <u>沖縄県発熱コールセンター</u> (866-2129)、沖縄県南部保健所(889-6591) ③学校のホームページの活用した情報提供の整備。	

【参考】 ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2023.4.1 Ver.9)

○県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和5年2月7日版 Ver.5)

○【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について別紙2、別紙3-1(2023.3.13時点)